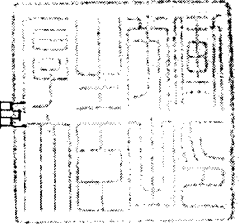


厚生労働省発政第0228001号
平成19年2月28日

社会保険庁長官 殿

厚生労働大臣



平成19年度において社会保険庁が達成すべき目標について

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成19年度において社会保険庁が達成すべき目標について別添のとおり定めたので、通知する。

(別添)

平成19年度において社会保険庁が達成すべき目標

平成19年度において、社会保険庁長官に権限を委任した事務に係る社会保険庁が達成すべき目標については、以下のとおりとする。

また、厚生労働大臣が主宰する「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」において平成17年9月に取りまとめた「業務改革プログラム」に基づく業務改革を推進するとともに、平成18年3月に取りまとめた「社会保険業務の業務・システム最適化計画」に基づいて、業務・システムの改革を進めるものとする。

なお、平成19年度においては、とりわけ国民年金保険料の納付率の向上対策を最優先の課題として、重点的に取り組むとともに、いわゆる団塊の世代の大量退職に伴い、年金相談等の業務の増加が見込まれることから、これに対する的確な対応に努めることとする。

達成すべき目標	参考指標
<p>1 適用事務に関する事項</p> <p>(1) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所（船員保険は船舶所有者）の適用を促進するとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出を促進する。</p> <p>(数値目標) ○適用事業所数に対する事業所調査件数（資格に関する調査を行ったもの）の割合：4分の1以上 注）未適用事業所に対して立入検査をした件数を含む。</p>	<p>・適用事業所数 (平成17年度実績) 厚生年金保険： 1,648,101事業所 政府管掌健康保険： 1,515,290事業所 船員保険： 6,292事業所</p> <hr/> <p>・新規適用事業所数 (平成17年度実績) 厚生年金保険： 66,087事業所 政府管掌健康保険： 65,010事業所 船員保険 227事業所</p> <hr/> <p>・全被保険者資格喪失事業所数 (平成17年度実績) 厚生年金保険： 45,223事業所 政府管掌健康保険： 43,789事業所 船員保険 240事業所</p> <hr/> <p>・巡回説明実施事業所数（平成19年度からは訪問勧奨実施事業所数） (平成17年度実績) 53,129事業所</p> <hr/> <p>・重点加入指導実施事業所数 (平成17年度実績) 4,013事業所</p> <hr/> <p>・被保険者数 (平成17年度実績) 厚生年金保険： 33,021,689人 政府管掌健康保険： 19,156,318人 船員保険： 64,834人</p> <hr/> <p>・資格取得被保険者数 (平成17年度実績) 厚生年金保険： 6,904,641人 政府管掌健康保険： 4,703,201人 船員保険： 28,745人</p>

達成すべき目標	参考指標
	<ul style="list-style-type: none"> ・資格喪失被保険者数 (平成17年度実績) 厚生年金保険： 6, 375, 211人 政府管掌健康保険： 4, 478, 890人 船員保険： 29, 119人 <hr/> ・被扶養者数 (平成17年度実績) 政府管掌健康保険： 16, 493, 297人 船員保険： 103, 105人 <hr/> ・賞与支払事業所数 (年度延数) (平成17年度実績) 厚生年金保険： 1, 932, 383事業所 政府管掌健康保険： 1, 645, 961事業所 船員保険： 4, 099事業所
<p>(2) 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。</p> <p>(数値目標) ○届出遅れに係る勸奨状の送付対象者数： 前年度を下回る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種届出の届出遅れに係る勸奨状送付件数 (平成17年度実績) 3, 805, 310件 <hr/> ・20歳到達者 (住民基本台帳ネットワークにより把握したもの) の適用率 (平成17年度実績) 100% <hr/> ・第1号被保険者数 (平成17年度実績) 21, 903, 485人 <hr/> ・第1号資格取得者数 (平成17年度実績) 5, 083, 885人 <hr/> ・第1号資格喪失者数 (平成17年度実績) 5, 337, 704人
<p>(3) 基礎年金番号により被保険者記録を正確に管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他制度加入照会件数 (平成17年度実績) 1, 630, 971件 <hr/> ・年金手帳記号番号回答票数 (社会保険業務センター受付分) (平成17年度実績) 580, 024件

達成すべき目標	参考指標
<p>2 保険料等収納事務に関する事項</p> <p>(1) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主（船員保険は船舶所有者）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。</p> <p>(数値目標)</p> <p>○保険料収納率^(注)</p> <p>厚生年金保険：98.5%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保 政府管掌健康保険：97.9%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保 船員保険：92.1%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保</p> <p>○口座振替実施率</p> <p>厚生年金保険：84%以上 政府管掌健康保険：85%以上 船員保険：57%以上</p> <p>注) 上記の保険料収納率は、現年度分保険料調停額及び過年度分保険料調停（繰越）額の合計額に対する当年度の収納額の割合</p>	<p>・差押え事業所数 (平成17年度実績) 13,631件</p> <hr/> <p>・保険料収納率 (平成17年度実績) 厚生年金保険：98.5% 政府管掌健康保険：97.9% 船員保険：92.1%</p> <hr/> <p>・口座振替実施率 (平成17年度実績) 厚生年金保険：84.2% 政府管掌健康保険：85.5% 船員保険：56.4%</p>
<p>(2) 国民年金保険料について、納めやすい環境づくり、効果的・効率的な納付督促の展開、強制徴収の厳正な執行、免除・猶予制度の利用促進等により、納付月数の増加と未納者数の減少を図る。</p> <p>平成19年度においては、現年度分保険料の納付率が80%に達するよう最大限努力するとともに、平成17年度分保険料の最終的な納付率が74.5%に達するよう努める。</p> <p>なお、納付率向上の取組に関する評価について、次の点の検討を進め、考え方を明らかにする。</p> <p>① 未納者の具体的状況や属性（所得、未納期間、住所の有無、納付意向（拒否の有無）など）を明らかにし、実施機関として保険料徴収に取り組む対象範囲を明確にした上で、未納者の属性に応じて実現すべき納付者数、免除者数等の目安を設定することについて検討する。</p> <p>② 未加入者数の推移など納付率の算定の前提に影響を与える諸条件についてこれまでの状況を整理し、これらの条件を織り込んだ納付率を明らかにした上で、目指すべき目標の在り方を検討する。</p>	<p>・保険料納付率 (平成17年度実績) 67.1%</p> <hr/> <p>・口座振替実施率 (平成17年度実績) 40.2%</p> <p>・戸別訪問件数 (平成17年度実績) 延 1,774万件</p> <p>・電話納付督促件数 (平成17年度実績) 延 82.3万件</p> <p>・催告状発行件数 (平成17年度実績) 3,418万件</p> <p>・最終催告状発行件数 (平成17年度実績) 172,440件</p> <p>・督促状送付件数 (平成17年度実績) 36,398件</p> <p>・コンビニ収納件数 (平成17年度実績) 58.9万件</p> <p>・免除件数 (平成17年度実績) 法定免除：1,126,166件 申請全額免除：2,155,879件 申請半額免除：532,984件 合 計：3,815,029件</p> <hr/> <p>・学生納付特例件数 (平成17年度実績) 1,760,373件</p> <p>・若年者納付猶予件数 (平成17年度実績) 340,525件</p> <p>・追納件数 (平成17年度実績) 580,160件</p>

達成すべき目標	参考指標																					
<p>3 保険給付事務に関する事項</p> <p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。</p> <p>(数値目標) ○被保険者1人当たりレセプト点検効果額（資格点検を除く） 政府管掌健康保険：内容点検 806円以上 外傷点検 464円以上 船員保険：内容点検 1,173円以上 外傷点検 868円以上</p>	<p>・内容点検件数（過誤調整確定分） （平成17年度実績）政府管掌健康保険： 1, 222, 405件 船員保険： 4, 901件</p> <hr/> <p>・レセプト点検効果額（資格点検を除く） （平成17年度実績）政府管掌健康保険：内容点検 15, 424百万円 外傷点検 8, 876百万円 船員保険：内容点検 77百万円 外傷点検 57百万円</p> <hr/> <p>・被保険者1人当たりレセプト点検効果額（資格点検を除く） （平成17年度実績）政府管掌健康保険：内容点検 806円 外傷点検 464円 船員保険：内容点検 1, 173円 外傷点検 868円</p>																					
<p>(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>(数値目標) ○請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの所要日数の目標（サービススタンダード）について、請求者に対する不備返戻、医師照会及び実地調査に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。 傷病手当金：3週間以内 出産手当金：3週間以内 出産育児一時金：3週間以内 家族出産育児一時金：3週間以内 埋葬料（費）：3週間以内 家族埋葬料：3週間以内</p>	<p>・現金給付費 （平成17年度実績）政府管掌健康保険： 5, 321億円 船員保険： 54億円</p> <hr/> <p>・被保険者1人当たり支給日数（傷病手当金） （平成17年度実績）政府管掌健康保険： 1. 41日 船員保険： 6. 19日</p> <hr/> <p>・請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの平均所要日数及び達成率 （平成17年度実績）</p> <p>【健康保険給付関係】</p> <table border="1" data-bbox="1279 1206 1906 1406"> <thead> <tr> <th>給付種別</th> <th>平均所要日数</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>傷病手当金</td> <td>18.5日</td> <td>85.6%</td> </tr> <tr> <td>出産手当金</td> <td>18.2日</td> <td>87.6%</td> </tr> <tr> <td>出産育児一時金</td> <td>16.6日</td> <td>94.2%</td> </tr> <tr> <td>家族出産育児一時金</td> <td>16.6日</td> <td>94.4%</td> </tr> <tr> <td>埋葬料（費）</td> <td>18.2日</td> <td>85.6%</td> </tr> <tr> <td>家族埋葬料</td> <td>17.5日</td> <td>88.3%</td> </tr> </tbody> </table>	給付種別	平均所要日数	達成率	傷病手当金	18.5日	85.6%	出産手当金	18.2日	87.6%	出産育児一時金	16.6日	94.2%	家族出産育児一時金	16.6日	94.4%	埋葬料（費）	18.2日	85.6%	家族埋葬料	17.5日	88.3%
給付種別	平均所要日数	達成率																				
傷病手当金	18.5日	85.6%																				
出産手当金	18.2日	87.6%																				
出産育児一時金	16.6日	94.2%																				
家族出産育児一時金	16.6日	94.4%																				
埋葬料（費）	18.2日	85.6%																				
家族埋葬料	17.5日	88.3%																				

達成すべき目標	参考指標																																										
	<p>【船員保険給付関係】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給付種別</th> <th>平均所要日数</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>傷病手当金</td> <td>18.8日</td> <td>80.3%</td> </tr> <tr> <td>出産手当金</td> <td>16.8日</td> <td>85.7%</td> </tr> <tr> <td>出産育児一時金</td> <td>13.0日</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>家族出産育児一時金</td> <td>14.8日</td> <td>96.6%</td> </tr> <tr> <td>葬祭料</td> <td>18.6日</td> <td>82.9%</td> </tr> <tr> <td>家族葬祭料</td> <td>15.3日</td> <td>91.1%</td> </tr> </tbody> </table>	給付種別	平均所要日数	達成率	傷病手当金	18.8日	80.3%	出産手当金	16.8日	85.7%	出産育児一時金	13.0日	100.0%	家族出産育児一時金	14.8日	96.6%	葬祭料	18.6日	82.9%	家族葬祭料	15.3日	91.1%																					
給付種別	平均所要日数	達成率																																									
傷病手当金	18.8日	80.3%																																									
出産手当金	16.8日	85.7%																																									
出産育児一時金	13.0日	100.0%																																									
家族出産育児一時金	14.8日	96.6%																																									
葬祭料	18.6日	82.9%																																									
家族葬祭料	15.3日	91.1%																																									
<p>(3) 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>(数値目標)</p> <p>○請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの所要日数の目標(サービススタンダード)について、請求者に対する不備返戻、医師照会、実地調査及び市町村からの回付に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。</p> <p>老齢基礎・老齢厚生年金：2か月以内(加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内)</p> <p>遺族基礎・遺族厚生年金：2か月以内(加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内)</p> <p>障害基礎年金：3か月以内</p> <p>障害厚生年金：3か月半以内</p>	<p>・年金給付費 (平成17年度実績)</p> <table> <tr> <td>厚生年金</td> <td>:</td> <td>21兆9,863億円</td> </tr> <tr> <td>基礎年金</td> <td>:</td> <td>12兆6,386億円</td> </tr> <tr> <td>国民年金</td> <td>:</td> <td>1兆9,527億円</td> </tr> <tr> <td>老齢福祉年金</td> <td>:</td> <td>165億円</td> </tr> </table> <hr/> <p>・年金受給権者数 (平成17年度実績)</p> <table> <tr> <td>厚生年金</td> <td>:</td> <td>25,109,878人</td> </tr> <tr> <td>基礎年金(国民年金)</td> <td>:</td> <td>24,393,056人</td> </tr> <tr> <td>船員保険(新法)</td> <td>:</td> <td>2,127人</td> </tr> </table> <hr/> <p>・請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの平均所要日数及び達成率 (平成17年度実績)</p> <p>【年金給付関係】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給付種別</th> <th>平均所要日数</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老齢基礎年金</td> <td>31.4日</td> <td>98.7%</td> </tr> <tr> <td>老齢厚生年金</td> <td>33.4日</td> <td>98.3%</td> </tr> <tr> <td>遺族基礎年金</td> <td>36.7日</td> <td>93.7%</td> </tr> <tr> <td>遺族厚生年金</td> <td>32.1日</td> <td>97.7%</td> </tr> <tr> <td>障害基礎年金</td> <td>61.9日</td> <td>94.0%</td> </tr> <tr> <td>障害厚生年金</td> <td>92.7日</td> <td>73.5%</td> </tr> </tbody> </table> <hr/> <p>・新規裁定者あてパンフレット送付件数 (平成17年度実績)</p> <p style="text-align: right;">1,901,587部</p>	厚生年金	:	21兆9,863億円	基礎年金	:	12兆6,386億円	国民年金	:	1兆9,527億円	老齢福祉年金	:	165億円	厚生年金	:	25,109,878人	基礎年金(国民年金)	:	24,393,056人	船員保険(新法)	:	2,127人	給付種別	平均所要日数	達成率	老齢基礎年金	31.4日	98.7%	老齢厚生年金	33.4日	98.3%	遺族基礎年金	36.7日	93.7%	遺族厚生年金	32.1日	97.7%	障害基礎年金	61.9日	94.0%	障害厚生年金	92.7日	73.5%
厚生年金	:	21兆9,863億円																																									
基礎年金	:	12兆6,386億円																																									
国民年金	:	1兆9,527億円																																									
老齢福祉年金	:	165億円																																									
厚生年金	:	25,109,878人																																									
基礎年金(国民年金)	:	24,393,056人																																									
船員保険(新法)	:	2,127人																																									
給付種別	平均所要日数	達成率																																									
老齢基礎年金	31.4日	98.7%																																									
老齢厚生年金	33.4日	98.3%																																									
遺族基礎年金	36.7日	93.7%																																									
遺族厚生年金	32.1日	97.7%																																									
障害基礎年金	61.9日	94.0%																																									
障害厚生年金	92.7日	73.5%																																									

達成すべき目標	参考指標
<p>4 保健事業及び福祉施設事業に関する事項</p> <p>(1) 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、平成20年4月からの「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行による特定健診・特定保健指導の義務化を見据えて、生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。</p> <p>(数値目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健診実施割合 <ul style="list-style-type: none"> 政府管掌健康保険：34%以上（40歳以上の被保険者） 船員保険：39%以上（40歳以上の被保険者） ○事後指導：実施者数が前年度の実績を上回る 	<p>・健診実施割合（40歳以上の被保険者） (平成17年度実績) 政府管掌健康保険：29.3% 船員保険：32.3%</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>・事後指導実施割合 (平成17年度実績) 35.3%</p>
<p>(2) 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。</p>	

達成すべき目標	参考指標
<p>5 広報、情報公開、相談等に関する事項</p> <p>(1) 社会保険事業に関する効果的な広報を行うとともに、年金教育の拡充を図る。</p> <p>(数値目標) ○生徒に対する年金セミナーの実施率：全中学・高校数の35%以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページアクセス数 (平成17年度実績) 6,093万件 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> ・ 生徒に対する年金セミナーの実施率 (平成17年度実績) 28.7%
<p>(2) 被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実するとともに、年金個人情報の提供の充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金相談者数(来訪相談者数) (平成17年度実績) 7,444千人 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> ・ 被保険者記録の事前通知件数 (平成17年度実績) 1,771千件 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> ・ 35歳到達者への通知件数 (平成18年度から実施) <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> ・ インターネットによる年金見込額試算照会の受付件数 (平成17年度実績) 80千件 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> ・ 年金加入状況の通知件数 (平成17年度実績) 12,019千件
<p>(3) 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現するとともに、国民に対する適切な情報公開を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ レセプト開示件数 (平成17年度実績) 5,879件 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> ・ 研修参加人数 (平成17年度実績) 28,352人 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> ・ 情報公開法に基づく開示請求件数 (平成17年度実績) 本庁分：55件 地方分：3,989件

平成20年度において社会保険庁が達成すべき目標（案）

平成20年度において、社会保険庁長官に権限を委任した事務に係る社会保険庁が達成すべき目標については、以下のとおりとする。

年金記録問題により社会保険庁のこれまでの業務に対する国民の信頼が損なわれている状況に対し、「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」（平成19年7月）、「年金記録問題に関する今後の対応」（平成20年1月）等に基づく取組を着実に実施するとともに、「年金記録問題検証委員会報告書」（平成19年10月）等の指摘も踏まえ、業務の管理・運営に係る様々な改革を推進し、国民の信頼に足るシステムを再構築していく必要がある。

また、社会保険庁においては、

- ①「業務改革プログラム」による改革の着実な実施、
- ②平成20年10月の全国健康保険協会の設立に伴う健康保険事業の円滑かつ着実な移行、
- ③平成22年1月の日本年金機構の設立に向けた、組織、業務の運営を円滑に行うための所要の準備を進める必要がある。

少子高齢化が一段と進む中、国民生活の安定を保障する社会保険を担う組織として、国民に真に信頼される組織に再生していくために、年金記録問題の解決と新組織への移行に向けた社会保険庁の改革に全力を挙げて取り組むことが、年金制度に対する国民の信頼を回復するために必要不可欠である。

達成すべき目標	参考指標（平成18年度実績）
1 適用事務に関する事項 (1) 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。	・第1号被保険者数 21,230,496人 ・第1号資格取得者数 5,328,917人 ・第1号資格喪失者数 5,999,645人
(2) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所（船員保険は船舶所有者）の適用を促進するとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出の促進、適正な事務処理の徹底を図る。 ○重点加入指導実施事業所数：前年度を上回る	・訪問勸奨実施事業所数 厚生年金・政府管掌健康保険 28,961事業所 ・重点加入指導実施事業所数 厚生年金・政府管掌健康保険 6,786事業所

・事業所調査効果件数			
[資格得喪関係] 厚生年金保険:		48,440	件
政府管掌健康保険:		40,212	件
[標準報酬月額関係] 厚生年金保険:		71,053	件
政府管掌健康保険:		69,562	件
・新規適用事業所数			
厚生年金保険:	80,059		事業所
政府管掌健康保険:	78,973		事業所
船員保険:	194		事業所
・全被保険者資格喪失事業所数			
厚生年金保険:	41,634		事業所
政府管掌健康保険:	40,790		事業所
船員保険:	205		事業所
・適用事業所数			
厚生年金保険:	1,681,355		事業所
政府管掌健康保険:	1,548,534		事業所
船員保険:	6,237		事業所
・賞与支払事業所数 (年度延数)			
厚生年金保険:	1,917,570		事業所
政府管掌健康保険:	1,627,092		事業所
船員保険:	4,131		事業所
・資格取得被保険者数			
厚生年金保険:	7,254,341		人
政府管掌健康保険:	4,930,497		人
船員保険:	25,735		人
・資格喪失被保険者数			
厚生年金保険:	6,448,290		人
政府管掌健康保険:	4,555,635		人
船員保険:	26,848		人
・被保険者数			
厚生年金保険:	33,794,056		人
政府管掌健康保険:	19,501,172		人
船員保険:	63,499		人
・被扶養者数			
政府管掌健康保険:	16,437,136		人
船員保険:	97,657		人

達成すべき目標	参考指標												
<p>2 保険料等収納事務に関する事項</p> <p>(1) 国民年金保険料について、納めやすい環境づくり、効果的・効率的な納付督促の展開、強制徴収の厳正な執行、免除・猶予制度の利用促進等により、納付月数の増加と未納者数の減少を図る。 平成20年度においては、現年度分保険料の納付率80%の目標達成に向けて最大限努力するとともに、平成18年度分保険料の最終的な納付率が平成17年度分保険料の最終的な納付率を上回るよう努める。 なお、納付率向上の取組に関する目標と評価について、引き続き、次の点の検討を進め、平成20年度中に考え方を明らかにする。</p> <p>① 未納者の具体的状況や属性（所得、未納期間、住所の有無、納付意向（拒否の有無）など）を明らかにし、実施機関として保険料徴収に取り組む対象範囲を明確にした上で、未納者の属性に応じて実現すべき納付者数、免除者数等の目安を設定することについて引き続き検討する。</p> <p>② 未加入者数の推移など納付率の算定の前提に影響を与える諸条件についてこれまでの状況を整理し、これらの条件を織り込んだ納付率を明らかにした上で、目指すべき目標の在り方を引き続き検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・催告状発行件数 1, 863万件 ・電話納付督促件数 545万件 ・戸別訪問件数 1, 627万件 ・最終催告状発送件数 310, 551件 ・保険料納付月数 12, 396万月 ・保険料納付対象月数 18, 701万月 ・免除件数 3, 204, 829件 ・若年者納付猶予件数 373, 156件 ・学生納付特例件数 1, 702, 861件 ・督促状送付件数 100, 890件 ・コンビニ収納件数 749万件 ・追納件数 615, 003件 												
<p>(2) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主（船員保険は船舶所有者）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。</p> <p>○保険料収納率^(注) 厚生年金保険：98%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保 政府管掌健康保険：98%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保 船員保険：92%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保</p> <p>○口座振替実施率 厚生年金保険：84%以上 政府管掌健康保険：85%以上 船員保険：57%以上</p> <p>注) 上記の保険料収納率は、現年度分保険料調定額及び過年度分保険料調定（繰越）額の合計額に対する当年度の収納額の割合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差押え実施事業所数（実事業所数） 15, 613件 ・滞納事業所数 108, 070件 ・労働保険との共通調査事業所数 1, 452件 ・労働保険との共通滞納事業所選定数 3, 193件 ・保険料収納率 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>厚生年金保険：</td> <td>98.7%</td> </tr> <tr> <td>政府管掌健康保険：</td> <td>98.0%</td> </tr> <tr> <td>船員保険：</td> <td>92.6%</td> </tr> </table> ・口座振替実施率 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>厚生年金保険：</td> <td>84.0%</td> </tr> <tr> <td>政府管掌健康保険：</td> <td>85.2%</td> </tr> <tr> <td>船員保険：</td> <td>56.4%</td> </tr> </table> 	厚生年金保険：	98.7%	政府管掌健康保険：	98.0%	船員保険：	92.6%	厚生年金保険：	84.0%	政府管掌健康保険：	85.2%	船員保険：	56.4%
厚生年金保険：	98.7%												
政府管掌健康保険：	98.0%												
船員保険：	92.6%												
厚生年金保険：	84.0%												
政府管掌健康保険：	85.2%												
船員保険：	56.4%												

達成すべき目標	参考指標
<p>3 保険給付事務に関する事項</p> <p>(1) 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>○ 請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの所要日数の目標(サービススタンダード)について、請求者に対する不備返戻、医師照会、実地調査及び市町村からの回付に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。</p> <p>老齢基礎・老齢厚生年金：2か月以内 (加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内)</p> <p>遺族基礎・遺族厚生年金：2か月以内 (加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内)</p> <p>障害基礎年金：3か月以内 障害厚生年金：3か月半以内</p>	<p>・新規裁定者あてパンフレット送付件数 2,048,781部</p> <hr/> <p>・年金給付費 基礎年金(国民年金)：15兆3,058億円 厚生年金：22兆2,541億円</p> <hr/> <p>・年金受給権者数 基礎年金(国民年金)：25,419,830人 厚生年金：26,155,333人 船員保険(新法)：2,172人</p> <hr/> <p>・新規裁定受給権者数 基礎年金(国民年金)：475,151人 厚生年金：1,673,250人 船員保険(新法)：82人</p>
<p>(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>○ 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの所要日数の目標(サービススタンダード)について、請求者に対する不備返戻、医師照会及び実地調査に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。</p> <p>傷病手当金：3週間以内 出産手当金：3週間以内 出産育児一時金：3週間以内 家族出産育児一時金：3週間以内 埋葬料(費)：3週間以内 家族埋葬料：3週間以内</p>	<p>・現金給付費 政府管掌健康保険：5,516億円 船員保険：55億円</p> <hr/> <p>・被保険者1人当たり支給日数(傷病手当金) 政府管掌健康保険：1.42日 船員保険：6.44日</p>
<p>(3) 年金記録問題への対応については、「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(平成19年7月5日年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会取りまとめ)、「年金記録問題に関する今後の対応」(平成20年1月24日)等に基づき着実に実施する。</p>	

達成すべき目標	参考指標
4 社会保険オンラインシステムの見直し (1) 社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、見直しを実施する。	

達成すべき目標	参考指標
<p>5 広報、情報公開、相談等に関する事項</p> <p>(1) 社会保険事業に関する効果的な広報を行うとともに、年金教育の拡充を図る。</p> <p>○生徒に対する年金セミナーの実施率：全中学・高校数の35%以上</p>	<p>・ホームページアクセス数 8,086万件</p> <p>・新聞広報の接触率 30.1%</p> <p>・年金セミナー 中学・高校生対象 32.1% 大学生対象 23セミナー</p>
<p>(2) 被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実するとともに、年金個人情報の提供の充実を図る。ねんきんダイヤル応答率については前年度以上となるよう努める。</p>	<p>・ねんきんダイヤル応答率 69.4%</p> <p>・年金相談者数（来訪相談者数） 8,000,500人</p> <p>・インターネットによる年金見込額試算照会の受付件数 176,339件</p> <p>・年金加入状況の通知件数 11,758,769件</p>
<p>(3) 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現するとともに、国民に対する適切な情報公開を行う。</p> <p>○個人情報保護研修受研率：100%</p>	<p>・個人情報保護研修受研率 99.9%</p> <p>・レセプト開示件数 6,172件</p> <p>・情報公開法に基づく開示請求件数 本庁分： 63件 地方分： 7,959件</p>

達成すべき目標	参考指標
<p>6 保健事業及び福祉施設事業に関する事項</p> <p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。</p> <p>○被保険者1人当たりレセプト点検効果額（資格点検を除く） 政府管掌健康保険：内容点検 439円以上 外傷点検 218円以上 船員保険：内容点検 1,279円以上 外傷点検 1,353円以上 ※政府管掌健康保険については平成20年9月までの半年分の数値</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者1人当たりレセプト点検効果額 健康保険（資格点検） 2,012円 <hr/> ・医療給付費 健康保険： 37,242億円 船員保険： 204億円 <hr/> ・医療費通知件数 健康保険： 28,109,378件 船員保険： 64,781件 <hr/> ・負傷原因照会件数 344,578件 <hr/> ・求償件数 健康保険： 125,975件 船員保険： 721件 <hr/> ・求償決定額 健康保険： 6,929,294,495円 船員保険： 55,275,397円 <hr/> ・レセプト点検効果額総額（政府管掌健康保険） 内容点検 17,052百万円 外傷点検 8,466百万円 資格点検 39,134百万円
<p>(2) 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。 特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、平成20年4月からの「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行に伴い、特定健康診査・特定保健指導を実施するため、被保険者に対する生活習慣病予防健診事業を拡充するとともに、被扶養者に対する健診事業を効率的に実施し、それらの健診結果等に基づき特定保健指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。 平成20年度においては、今後特定健康診査等基本方針で定める実施率（平成24年度において特定健康診査70%、特定保健指導45%）の達成に向けて、特定健康診査40%以上（被保険者・一般健診）、特定保健指導28%以上（被保険者・政管健保）が達成できるよう、平成20年度上半期においては、地域の実情に応じた効果的な取組を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健診実施者数 健康保険（40歳以上被保険者） 3,267,977人 船員保険（40歳以上被保険者） 15,254人 <hr/> ・事後指導実施者数 653,864人
<p>(3) 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化計画を実施する。</p>	